

令和8年4月1日改正点
えるぼし(1段階目)の認定基準見直し

認定基準	評価項目
基準1 【採用】	(1)競争倍率の男女比 (2)正社員及び基幹的雇用管理区分に占める女性割合
基準2 【継続就業】	(1)①平均勤続年数の男女比 ②継続雇用割合(新卒者の在籍割合)の男女比 ※①又は②のどちらか一方 (2)女性正社員の平均勤続年数 ※(1)の①②ともに算出不能な場合のみ使用可
基準3 【労働時間等の働き方】	法定時間外労働と法定休日労働の各月の平均時間数
基準4 【管理職比率】	(1)管理職に占める女性割合 (2)課長級の一つ下の職階から課長級に昇進した割合の男女比
基準5 【多様なキャリアコース】	(ア)女性の、非正社員から正社員への転換 (イ)女性の、キャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 (ウ)過去に在籍した女性の、正社員としての再雇用 (エ)概ね30歳以上の女性の、正社員としての採用



緑のフォントの項目について、1段階目に限り、
3事業年度の平均値が、「直近 > 直近の前年度 > 直近の前々年度」
となっているケースでも、2年連続改善と判断可能

3事業年度の平均値が、「直近 > 直近の前年度 > 直近の前々年度」とは

例:正社員の女性割合

事業年度	実績値
令和7年度	8.5%
令和6年度	5.7%
令和5年度	6.3%
令和4年度	4.1%
令和3年度	2.6%

3事業年度の平均値	実績値
令和5～7年度の平均値	6.8% (6.3+5.7+8.5=20.5⇒20.5÷3=6.8)
令和4～6年度の平均値	5.4% (4.1+6.3+5.7=16.1⇒16.1÷3=5.4)
令和3～5年度の平均値	4.3% (2.6+4.1+6.3=13.0⇒13.0÷3=4.3)



※6.8 > 5.4 > 4.3 であるため、2年連続改善と判断。

前ページの緑フォントの項目(令和8年4月1日以降の申請の1段階目に限る)については、①又は②のいずれか一方を満たせば、2年連続改善と判断可能。

① 令和7年度 > 令和6年度 > 令和5年度

② 令和5～7年度の平均値 > 令和4～6年度の平均値 > 令和3～5年度の平均値

